

2. 母子家庭等支援施策の体系

母子家庭の自立支援策の概要

○平成14年に母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等を改正し、
「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化したところである。

○具体的には、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、
「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。

母子家庭及び寡婦自立促進計画（地方公共団体が国の基本方針を踏まえて策定）

子育てと生活支援

- ◎ 保育所の優先入所の法定化
- ◎ ヘルパーの派遣などによる子育て、生活支援策の実施
- ・ サテライト型施設の設置など母子生活支援施設の機能の拡充

就業支援

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- ◆ 個々の実情に応じた、ハローワーク等との連携による母子自立支援プログラムの策定等
- ・ 母子家庭の能力開発等のための給付金の支給
- ・ 準備講習付き職業訓練の実施等

養育費の確保

- ◎ 養育費相談支援センターの創設
- ◎ 養育費支払い努力義務の法定化
- ◎ 「養育費の手引き」やリーフレットの配布
- ◎ 民事執行制度の改正による履行確保の促進

経済的支援

- ◎ 児童扶養手当の支給
- ・ 自立を支援する観点から母子寡婦福祉貸付の充実

※上記のうち、◎は、父子家庭も対象。○は、事業の一部に関して父子家庭も対象。
◆については、平成23年度予算において、父子家庭も対象に。

母子家庭及び寡婦自立促進計画

地域の実情に応じて、計画的に母子家庭等の自立支援施策を実施できるよう、講じようとする施策の基本となるべき事項や、福祉サービスの提供や職業能力の向上の支援などの講ずべき具体的な措置に関する事項等母子家庭等の生活の安定と向上のための措置に関する計画を策定する。

<自立促進計画の策定状況>

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成18年度	44か所 (93.6%)	15か所 (100.0%)	24か所 (64.9%)	97か所 (12.7%)	180か所 (22.1%)
平成19年度	46か所 (97.9%)	17か所 (100.0%)	26か所 (74.3%)	117か所 (15.2%)	206か所 (23.8%)
平成20年度	45か所 (95.7%)	17か所 (100.0%)	25か所 (64.1%)	135か所 (17.5%)	222か所 (25.4%)
平成21年度	45か所 (95.7%)	18か所 (100.0%)	25か所 (61.0%)	162か所 (20.8%)	250か所 (28.3%)
平成22年度	45か所 (95.7%)	19か所 (100.0%)	26か所 (65.0%)	169か所 (21.6%)	259か所 (29.2%)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注)上段の数字はか所数、()は都道府県、市等における実施割合

母子家庭に対する主な就業支援について

母子家庭の母等に対する支援(平成23年10月1日現在)

就業相談・職業紹介等

マザーズハローワーク事業 (148か所→163か所)

- 母子家庭の母等の支援機関への出張相談、託児付きセミナーの開催

ハローワークに福祉人材コーナーを設置 (55か所)

- 福祉分野(介護・医療・保育)について担当者制も活用した職業相談・職業紹介
- 他産業からの離職を余儀なくされた非正規労働者の利用が見込まれるハローワークにおいて、介護分野に関心を持つ者等に対する職業情報の提供等及び必要に応じた「福祉人材コーナー」への誘導等の支援を行う。

ハローワークにおける職業紹介等

- 就職支援ナビゲーター等による個別支援
- トライアル雇用の活用
- 公共職業訓練の受講指示

就職・社会活動困難者への訪問支援等の実施

- 就業に至らない母子家庭を戸別訪問する職員を福祉事務所に配置し、生活相談を行うとともに、就業支援施策等へと結びつける。

母子家庭等就業・自立支援センター事業

- 就業相談、職業紹介の実施、就業情報の提供を実施。
- 就業準備に関するセミナー等の開催
- 養育費の取得率の向上を図るための特別相談を実施

就労意欲喚起等支援事業

- 生活保護受給者に対して、就労意欲喚起のためのカウンセリング、就職活動支援、離職防止支援等を行う。

母子自立支援プログラム策定等事業

- 個々の母子家庭等の状況・ニーズに対応した自立支援プログラムを策定し、きめ細やかな自立支援を行う。

職業訓練等

国及び都道府県が行う公共職業訓練

- 託児サービスを付加した委託訓練の実施
- 母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースを全国4か所まで実施(東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県)
- 自立支援プログラムの対象者に対し、ビジネスマナーや職業適性検査等の準備講習を付加した職業訓練を実施。託児サービスを併せて提供。

職業訓練中のひとり親に対する託児サービスの提供

- 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて職業訓練に参加するひとり親の子どもの託児サービスを提供する。
- 母子家庭等日常生活支援事業の事業提供体制を充実(研修経費、託児場所の借り上げ費用等)し、職業訓練に参加するひとり親の子どもの託児サービスを提供する。

在宅就業の支援

- 情報サイトを通じた在宅就業に関する情報の提供
- 在宅就業者に対するスキルアップ支援
- 在宅就業に関する相談対応
- ひとり親家庭等の在宅就業を積極的に推進する地方自治体に対しての支援の実施

求職者支援制度

- 雇用保険を受給できない方々等に対する職業訓練(求職者支援訓練等)の実施
- 職業訓練期間中の給付【職業訓練受講給付金】(受講手当10万円、通所手当(通所経路に応じた所定額))※一定の支給要件あり

給付金等

職業転換給付金 (訓練手当、職場適応訓練費)

- 母子家庭の母になって3年以内に安定所に出願して求職の申込みをし、安定所長の指示により職業訓練を受ける者等に支給

高等技能訓練促進費等事業

- 2年以上の養成機関に修業する間の生活費の負担軽減のための給付金を支給
 - ・支給額
市町村民課税世帯141,000円
// 非課税世帯70,500円
 - ・支給期間
修学する期間の全期間

自立支援教育訓練給付金事業

- 教育訓練講座修了後に受講料の2割を支給。

母子寡婦福祉貸付金

- 母子家庭等の自立を促進するため、修学資金や生活資金等を貸付け
- 21年6月から貸付利率の引下げ及び連帯保証人がいない場合も貸付を可能とした。

雇用保険給付(被保険者)

基本手当

- 労働契約が更新されずに離職した有機労働者について、給付日数を増
- 解雇等による離職者について、年齢や地域を踏まえ、特に就職が困難な場合に給付日数を60日分延長

再就職手当

- 早期に再就職した場合に支給する再就職手当の給付率の引上げ
給付額:基本手当日額×支給残日数×5/10または6/10

受給資格要件の緩和

- 労働契約が更新されずに離職した有期労働者について給付の受給資格要件の緩和(被保険者期間12月→6月)

母子家庭の母等を雇用する事業主に対する支援

助成金

特定求職者雇用開発助成金

- 母子家庭の母等をハローワーク等の紹介により雇入れた事業主に対して、賃金の一部を助成

試行雇用(トライアル雇用)奨励金

- 母子家庭の母等をハローワークの紹介により試行雇用(3か月以内)する事業主に対して月額4万円を支給

均等待遇・正社員化推進奨励金

- パートタイム労働者・有期契約労働者を対象とした正社員への転換のための試験制度を導入し、実際に1人以上転換させた事業主に対して、30万円(中小企業は40万円)、制度導入後、2年以内に2人以上転換させた事業主に対して、1人につき15万円(中小企業は20万円)を支給。2人目以降の対象労働者が母子家庭の母等の場合は、1人につき25万円(中小企業は30万円)を支給(支給は10人目まで。)
- 短時間正社員制度を導入し、実際に1人以上の労働者に適用した事業主に対して、30万円(中小規模事業主は40万円)、制度導入後、5年以内に2人以上の労働者に適用した事業主に対して、1人につき15万円(中小規模事業主は20万円)を支給。2人目以降の対象労働者が母子家庭の母等の場合は、1人につき25万円(中小規模事業主は30万円)を支給(支給は10人目まで。)

短時間労働者均等待遇推進等助成金

- 短時間正社員制度を導入し、制度の利用者が出た場合に助成30万円(中小規模企業は40万円)
- 上記に加え、2人~10人目の利用者が出た場合に各15万円(中小規模企業は20万円)

両立支援助成金

- 子育て期の労働者が利用できる短時間勤務制度を導入し、利用者が初めて生じた場合、事業主に支給
- 少なくとも小学校就学前(100人以下企業にあっては3歳)までの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を導入し、小学校3年生までの子を養育する利用が生じた場合
 - 100人以下企業 1人目70万円、2~5人目各50万円
 - 101~300人企業 1人目50万円、2~10人目各40万円
 - 301人以上企業 1人目40万円

※黒字に白抜の事項が母子家庭に係る特別対策